

独立行政法人教職員支援機構の令和7年度計画

文部科学大臣へ届出

令和7年3月25日

令和7年12月23日（変更）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）の中期計画に基づき、令和7年度の業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。

令和7年度は、国の教育政策上必要とする研修の効果的な実施や調査研究等を通じ、教職員等の資質・能力の向上に寄与し、教職員等に対する総合的支援拠点としての機能を充実させる取組を推進する。

また、令和4年12月19日中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（以下、「令和4年答申」という。）において、「新たな教師の学びの姿」として、子供たちの学び（授業観・学習観）とともに教師自身の学び（研修観）も転換し、教師にも、個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、「主体的・対話的で深い学び」が求められることが改めて示された。このことを踏まえ、子供の学びと教師の学びは「相似形」であるとして、教師の学びにおける「主体的・対話的で深い学び」を実現していく。そのために機構及び全国の教職員研修の「研修観の転換」を目指すことをミッションとして、教育委員会や教職大学院とともに検討を重ねつつ、全国に「研修観の転換」を働きかけるなど、引き続き関係機関と連携し必要な取組を行う。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 学校教育関係職員に対する研修

(1) 実施する研修の基本的な内容

中期計画に基づき、国として実施する責務を有する研修について、別紙1の「<1>各地域で学校教育において中心的な役割を担う教職員の探究に向かう力の涵養を主たる目標とする研修（探究型中央研修）」、「<2>各地域で学校教育において中心的な役割を担う教職員の学校経営等に資する課題解決力の育成を主たる目標とする研修（職階別中央研修）」及び「<3>特定の教育課題に関する各学校や地域における指導者の養成等为目标とする研修（指導者養成研修）」のとおり各研修を実

施するほか、機構が企画する研修を関係機関との協働により実施する。

また、上記の各研修以外に国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じた研修については、関係行政機関からの要請又は委託等により実施する。

なお、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）を踏まえ、主催する研修における女性教職員の割合を25%以上とすることを目標としつつ、特に女性教職員の割合が低い下記の研修については、過去の実績等を勘案した上で、女性教職員の割合についての目標値を個々に設定する。令和7年度においては、主催する研修のうち6割の研修で目標を達成する。

（目標値20%以上）

- ・生徒指導基幹研修
- ・学校教育の情報化指導者養成研修

（2）研修の高度化及び体系化

教職員の生涯を通じた職能成長を促すため、令和4年答申等の趣旨を踏まえ、「変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶ教職員」の育成を研修事業の全体を通じた目的とする。

探究に向かう力の涵養を主たる目標とする研修（探究型中央研修）及び職務階層別に学校経営等に資する課題解決力の育成を主たる目標とする研修（職階別中央研修）については、研修で学んだことをさらに深めたり、一層実践で活用されたりすることを意図し、各研修においてインターバル型（一定期間の間隔を空けて複数回に分けて実施）の実施形態を導入する。

また、特定の教育課題に関する各学校や地域における指導者の養成等を目標とする研修（指導者養成研修）等において、社会的な研修ニーズ等に応じた多様な研修プログラムを構築し、実施する。

研修プログラムの開発に当たっては、機構の調査研究との往還により研修の一層の充実と高度化を導くとともに、教職大学院等との緊密な連携により教職員等のマネジメント能力向上に繋げることに傾注する。教職員自らが解決すべき課題を見極め、その方法を熟慮し、学校と地域全体で協調しつつ取り組む姿勢を育成することを最優先し、研修の体系化を図る。

（3）集合・宿泊型研修とオンライン研修のベストミックスを指向するハイブリッド型研修の確立

これまでの検証結果を踏まえ、研修目標の達成や期待される研修効果が実現されやすい実施形態を選択するとともに、引き続き、対面研修とリアルタイム・オンライン研修のベストミックスを指向するハイブリッド型研修の在り方を追求する。

対面研修とリアルタイム・オンライン研修のそれぞれの特性を生かし、研修参加

者を主語とした研修の一層の充実を図る。

- (4) 地域センター（連携協定を締結した教職大学院のうち、都道府県等と大学の連携・協働並びに教職員の養成・採用・研修の一体改革の地域拠点となる大学）を拠点とした高度で多様な研修機会を提供する仕組みの構築

引き続き地域センターの活動を発展させ、当機構のミッションに掲げる教職員の養成・採用・研修の一体改革と、「研修観の転換」を核とした教職員の資質能力の向上に資する取組を充実するとともに、各地域における教育委員会との連携体制の構築を図りつつ、成果を全国に波及するための取組を推進する。

具体的には、急激に変化する教育現場への支援は待ったなしの状況であり、喫緊の教育課題に対応する研修、地域センターの強みや特色を生かした研修等の開発をさらに促進する。

- (5) 研修の目標とする成果の指標

中期計画に定めた、研修全般の目標とする成果の指標については、以下の①、②のとおり、新たな研修フェーズに対応した研修体系を確立することを最重要指標としており、その達成に向けた着実な進展を図る。

- ① 調査研究の成果や関係機関との連携を通じて、教職員研修の高度化及び体系化を図る。
- ② ICT活用やオンライン研修の一層の充実を進めるとともに、対面研修とリアルタイム・オンライン研修を最適に組み合わせることで研修効果の最大化を目指すハイブリッド型研修を確立する。

また、中期計画に定めた、各研修の目標とする成果の指標について、研修ごとに以下に掲げる方法により達成状況を把握するとともに、その達成を図る。達成できなかった場合は、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

別紙1の「〈2〉各地域で学校教育において中心的な役割を担う教職員の学校経営等に資する課題解決力の育成を主たる目標とする研修（職階別中央研修）」の成果指標は、以下の①～③とする。

- ① 演習・協議を中心とし、対面研修とリアルタイム・オンライン研修とのベストミックスに向けた取組を着実に進めるとともに、演習・協議に最適な人数で設定する標準定員を、別紙1のとおり定め、標準定員に対する参加率が、90%以上となるようにする。なお、中期計画に示された演習・協議に最適な人数により編成する班（ユニット）の編成については、探究型研修やオンライン研修の充実に伴い、ユニットという一律の枠組みによる設定が研修の質向上に必ずしも寄与しなくなったことから、必要に応じて導入するものとする。

② 参加者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、95%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得るほか、80%以上から「大変有意義であった」の最高評価を得る。

③ 学校及び教育委員会等から参加する参加者に対して、研修終了後、1年程度の期間内に研修成果の活用状況（研修企画、研修講師、他校訪問等）についてのアンケート調査等を実施し、85%以上から「機構での研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。

また、学校から参加する参加者に対しては、校内研修等（勤務校において開催する研修会、随時行われる勉強会及び教職員会議等の定例会議等における発表等）への活用状況について、85%以上から、「機構での研修成果を校内研修等に効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。

なお、アンケート調査等の結果を踏まえ、研修成果活用の具体的な取組について分析を行う等、研修内容の改善について検討を行う。

別紙1の「〈3〉特定の教育課題に関する各学校や地域における指導者の養成等を目標とする研修（指導者養成研修）」は、研修効果の最大化を図る観点から多様な研修方法・形態等を組み込み、定量的な成果指標については以下の①及び②とする。

① 標準定員に対する参加率が、90%以上となるようにする。

② 参加者に対して、研修終了後に研修内容・方法・形態等についてのアンケート調査等を実施する。多様な研修方法・形態等を組み込むことを踏まえ、80%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。

（6）研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入

研修の効果的・効率的な実施を図るため、以下に掲げる方法を導入する。

① 国の教育政策の方向性や地方公共団体等の研修ニーズ等を適切に把握するとともに、大学、関係機関及び企業等との連携協力を一層進めるほか、調査研究の成果を活用し、研修内容の高度化を図る。また、新たな教育課題等に迅速に対応するためのセミナーを企画実施する。

② 効果的・効率的な研修の実施が可能となるよう、研修内容・方法等の見直しを行うとともに、全国各地の研修改善のモデルとなるよう成果の発信に努める。また、対面研修とリアルタイム・オンライン研修のベストミックスを指向するハイブリッド型研修やインターバル型研修等、多様な研修の在り方を検討する。

③ 個々の研修においては、機構の研修プロデューサーが、研修全体の目標を明確に設定するとともに、当該目標に照らした適切な研修内容の構築に努める。その内容を事前に講師と共有し、研修の実施を通して研修の趣旨が参加者に浸透するよう、研修プロデュース・ファシリテートの機能を発揮する。

- ④ 課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な演習や協議をより多く取り入れ、研修効果を高める。また、演習や協議の実施にあたっては、全ての参加者が積極的に発言し、思考を深めることができるよう、適宜適切な人数のグループ等を設定する。
- ⑤ 政府関係機関の地方移転に関する基本方針（平成 28 年 3 月 22 日 まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき提案地方公共団体と連携して開催する。

また、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び機構の 4 法人において、研修のより効率的・効果的な実施に資するため、その連携について検討する。

（7）研修の内容・方法の見直し

研修について、独立行政法人として実施する必要性、研修の効果、都道府県ごとの参加者数、事業年度の評価結果について不断に検証し、必要な場合には、中期計画に定めた研修の見直し基準により、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。

・研修の見直し基準

別紙 1 の「<2>各地域で学校教育において中心的な役割を担う教職員の学校経営等に資する課題解決力の育成を主たる目標とする研修（職階別中央研修）」及び「<3>特定の教育課題に関する各学校や地域における指導者の養成等を目標とする研修（指導者養成研修）」について、研修成果の活用状況等についてのアンケート調査等において、「機構での研修成果を効果的に活用できている」割合が 50%を下回った場合には、見直し等の措置を講じる。

2. 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言

各任命権者が策定する公立学校の校長及び教員の資質に関する指標、研修計画及び実施される研修の充実等に資するよう、ICT 環境の整備が進む中で必要とされる資質能力の向上の在り方を含め、機構の研修実施機能、調査研究機能及び関係機関間ネットワーク機能を活用した専門的助言等を行う。

専門的助言等を行うにあたっては、指標等に関する相談窓口及び「情報交換の広場」を開設するとともに、全国の指標の分析を行う。

3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

（1）都道府県教育委員会等への指導、助言及び援助

都道府県教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下の指導、助言及び援助を行う。

①教職員への指導、助言及び援助

ア オンライン研修動画コンテンツの充実

都道府県教育委員会等のニーズを踏まえ、校内研修シリーズや学習指導要領編、実践力向上シリーズ、基礎的研修シリーズ等の一層の充実を図り、教員等の自主的な研修を促す環境作りに寄与するとともに、研修効果を最大限に発揮できる、集合研修との組み合わせについても検証を行う。

イ 教職員の資質向上に関する情報発信

教職員の資質向上に関する情報を、ホームページやメールマガジン等により広く情報発信し提供する。また、全国教員研修プラットフォームを運用管理する。

ウ 学校現場における優れた実践の表彰及び取組の普及

学校現場において教育課題の解決に取り組んだ優れた実践を表彰するとともに、その取組を普及し、教職の魅力を発信する。

エ 情報交換を行う場の提供

教職員が大学や教育委員会等の学校教育関係諸機関の職員との情報交換を行う場の提供を行う。

②教育委員会への指導、助言及び援助

ア 教職員研修の将来像の提案をはじめとした教職員研修の改善・充実に資する情報提供

機構が実施する研修の高度化・体系化を一層推進するとともに、研修と調査研究の両輪で教職員研修の在り方を追求し、その成果をもって教育委員会が実施する教職員研修の将来像を提案・牽引していくこととしており、その達成に向けた着実な進展を図る。

また、教職員研修の改善・充実に資する情報提供を行う。情報提供に当たっては、教育委員会と大学等との連携促進のために研究協議等の意見交換を行う場の提供や、「研修観の転換」の全国展開を図るための機構職員の講師派遣等を行う。

イ 教育委員会等の研修への指導、助言及び援助

教育委員会等の研修企画・立案担当者を対象として、「研修観の転換」に向けた「学び合いのコミュニティ」の醸成を図る。また、教育委員会と大学等の学校教育関係諸機関の職員との情報交換を行う場の提供を行う。

さらに、教育委員会等が実施する研修への支援等を行うため、研修に関する相談窓口を設置する。

ウ 教育委員会等の研修の企画立案・運営を担う人材育成

新たな教職員研修の開発を行うとともに、新たな教職員研修の企画立案・運営を担う人材の育成を図るため、教育委員会における研修の企画立案・運営に

において中核的な役割を担う人材を機構に派遣させ、OJTによる実地研修、調査研究等を通じて、その育成を図る。

エ 地方公共団体からの要請を踏まえた研修に関する事業への援助

地方公共団体単独での実施が困難な事業について、別紙1の「4. 地方公共団体からの要請を踏まえて実施する事業」のとおり実施する。

(2) 教職大学院等との連携・協力

教職大学院など国内外の大学等とのネットワークを構築し、機構の全国的な教員研修・支援のハブ機能の整備・充実を図る。そのため、教職大学院等との連携協力協定の締結を基に、相互の取組の充実を図るとともに、教職大学院等の大学等の院生や教員の研究・交流を支援する。

①教職大学院との連携協定

教職大学院等の大学との連携協定を継続し、かつ、連携の質の高度化を図るとともに、当機構のミッションに掲げる教職員の養成・採用・研修の一体改革と、「研修観の転換」を核とした教職員の資質向上に資する取組を進め、全国に波及するための協働体制の構築を図り、関係機関間ネットワークのハブ機能を強化する。

②教職大学院の教職員に対する支援

教職大学院の教員等の研究・交流支援のための会議を開催し、教職大学院等と教育委員会が連携・開発した研修プログラムの普及を図るほか、教員養成及び現職研修のカリキュラム向上を促進する。

③教職大学院の院生等に対する支援

教職大学院の院生等に対する支援のため、機構が行う研修を受講する機会を提供する。また、教職を志す学生等に対し、基礎的研修シリーズ等を情報発信するなど、利活用の促進を進めるとともに、学びの機会を広く提供する。

④海外の大学等に対する支援

タイ王国政府や国内外の教職大学院等と連携し、タイ王国の教員等に対する研修等において、日本の教職員との交流を図るなど、相互に学び合う機会を創出する。

4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及

(1) 調査研究の実施

教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、養成・採用・研修の一体的改革、研修の高度化・体系化、教職への優秀な人材の確保など、我が国の教員政策に資する調査研究を計画的に行う。

教員の資質向上に係る緊急度の高い課題を調査研究テーマとする。特に、令和4年答申等の趣旨を踏まえた調査研究テーマに取り組む。具体的には、以下の課題に対応した調査研究を推進する。

- ①現場のニーズを踏まえた実証的研修体系モデルの構築
- ②校内研修プロデュース、ファシリテーション
- ③教職員等中央研修の評価・改善プロセスの質向上

調査研究を進めるに当たっては、教育委員会と連携し、学校や教育委員会が抱える課題を適切に把握できる仕組みの構築を図る。

(2) 成果の普及

調査研究の成果については、機構の研修事業をはじめとした各種の事業に適切に還元させるとともに、文部科学省等と連携しながら、その成果の普及を図る。

5. 免許法認定講習等の認定に関する事務

免許法認定講習等の認定に関する事務について、文部科学省と緊密な連携を図りつつ、関係法令を踏まえ、本講習の認定に関する事務を確実に実施する。

6. 教員資格認定試験の実施に関する事務

教員資格認定試験の実施に関する事務について、関係法令を踏まえ、本試験問題作成及び試験実施に関する事務を確実に実施する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

機構の業務運営に際しては、一般管理費について、経費節減のための見直しを継続して行い、計画的な削減に努めることとし、前年度に比較して1%以上、また、業務経費についても前年度に比較して1%以上の効率化を図る。

なお、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、経費の削減の一層の推進を図る。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施する。

また、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館及び国立青少年教育振興機構と共同した間接業務等の実施に当たっては、費用対効果等を検証しつつ継続して行う。

契約業務においては、調達等合理化計画を着実に実施し、競争契約における一者応札件数の割合を10%未満とするなど適正な調達を行い、契約監視委員会において点検を実施する。

さらに、物品等の購入に当たっては、環境負荷の低減に資するべく引き続き環境物品等の調達を推進する。

また、研修の ICT 化のための環境整備を進めるとともに、内部業務についてもペーパーレスを推進し、電子化に向けた取組を進める。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

固定経費の削減、財務内容等の透明性の確保に努め、適切な予算管理を行うとともに、研修・宿泊施設について、ホームページ等を通じ外部に向けた更なる利用促進を図り、自己収入の確保を図る。

自己収入の取扱いにおいては、収支計画の作成及び必要に応じた見直しを行い、当該収支計画による運営を行う。

また、近隣施設の料金等を検証しつつ、貸付料金の設定を行い、自己収入の拡充を図る。

1. 予算
別紙 2 のとおり。
2. 収支計画
別紙 3 のとおり。
3. 資金計画
別紙 4 のとおり。

Ⅳ 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は 4 億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合や想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。

Ⅴ 剰余金の使途

機構の決算において剰余金が発生したときは、研修事業の充実、研修に関する指導、助言及び援助等の充実、調査研究事業の充実、免許法関連事務の充実、機能強化・組織見直し、施設・設備整備等の充実に充てる。

Ⅵ その他主務省令で定める業務運営に関する事項等

1. 施設・設備に関する計画

- ・ 施設・設備の老朽化対策を計画的に行うとともに、従来の集合・宿泊型研修に加えて、ICT 機器を活用したオンライン研修の拡充、両研修形態のベストミックスを指向するハイブリッド研修にふさわしい施設・設備等の整備を行う。
- ・ ICT 関連機器など最先端の研修環境を整備し、教職員研修の拠点強化を図る。
- ・ 施設・設備等のバリアフリー化を進めるほか、感染防止・衛生管理を含め、参加者が安全かつ安心して研修に取り組めるよう、施設・設備等の整備を行う。
- ・ 研修施設について、学校教育関係職員等を対象とした研修利用を引き続き促進し、施設の有効利用を図る。
- ・ 運動施設について、地域のスポーツ施設又は防災拠点等として有効活用するため、近隣市町村や学校等への周知を行うとともに、ホームページ等を通じた貸出可能日時等の提示に取り組み、施設の有効利用を図る。
- ・ 保有施設については、研修事業の在り方を検討し、その確立を図った上で、参加者における受講環境の整備の観点から、他法人や関係機関等の施設を利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。

2. 人事に関する計画

- ・ 機構のミッションを実現するために必要な人材育成を目指し、プロパー職員の資質向上とキャリアアップを図る。その観点も踏まえ、外部機関との人事交流を積極的に活用する等、デジタル技術を活用できる人材を含め、多様な専門的人材を確保・育成し、適切な人事配置を行う。
- ・ 手当を含む役職員給与については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえるとともに、国家公務員の給与水準も十分考慮し、その検証結果や取組状況を公表する。
- ・ 教員研修等の企画・立案、実施、評価等のより一層の充実を図るため、また、機構職員としてのスキルアップを図るため、所内及び所外の研修会への参加機会を支援する。

3. 内部統制・ガバナンスの充実・強化

独立行政法人教職員支援機構法を踏まえ、教職員に対する総合的支援を行う全国拠点としての使命を果たすため、機構組織の役割を明確化し、さらなる強化を図る。さらに、中期目標及び中期計画に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、機構のミッションや理事長の理念を組織内の各層に浸透させるとともに、役職員のモチベーション・使命感を向上させる取組を行う。

また、内部統制システムの充実・強化を図り、内部統制の仕組みが有効に機能し

ているかどうかのモニタリング・検証を行い、その結果を業務の改善に反映させる。

- ・ 機構のミッションを果たすため、役職員一人一人がミッションを意識して業務に取り組むよう、様々な機会を通じて機構のミッションについて啓発を図る。
- ・ 機構における業務及び会計の適正を期するため、内部監査を実施する。
- ・ 役員会及び外部有識者で構成される評議員会において、機構の業務運営について、自己点検・評価を実施し、業務運営の改善を促進する。
- ・ 各業務の運営上のリスクについて、状況に即応したリスク対応の検討と見直しを実施するとともに、これに基づきリスクの低減を図るよう対処する。
- ・ 倫理及びコンプライアンスに関する研修等を実施し、役職員等の意識・モラルの向上を図る。

4. 業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保

- ・ 機構全体で、ICT 環境の整備に努め、ICT 活用やオンライン研修の一層の充実を推進するとともに、内部業務の電子化を図る。
- ・ 政府の方針等を踏まえ、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報セキュリティに関する規程及び運用手順等を遵守し、これに基づき PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策を講じ、機構で利用する全ての情報システムについて安全で適切な運用を継続して行う。
- ・ 情報セキュリティに関する研修等を実施し、役職員等の情報セキュリティに関する意識啓発を図る。

令和7年度独立行政法人教職員支援機構実施研修等事業について

学校教育関係職員に対する研修

< 1 > 各地域で学校教育において中心的な役割を担う教職員の探究に向かう力の涵養を主たる目標とする研修（探究型中央研修）

研修名	日数・回数	標準定員	研修の内容	受講対象
コア研修（探究的な学び1年コース） 〔対面研修＋リアルタイム・オンライン研修〕	①3日 ②1日 ③1日 1回	100人	VUCAと言われる、変化の激しいこれからの時代を生きる子供たちには、自ら問いを立て、課題を探究し、他者と協働しながら人生を切り拓いていく力が求められます。教師にはこのような子供の力を引き出せるよう、子供を主語とした探究的な学びを展開することが求められています。	以下の者であって、今後、教育実践において各地域の中核としての役割が期待される者 （探究的な学び1年コース） ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の主幹教諭、指導教諭及び教諭
コア研修（学校課題1年コース） 〔対面研修＋リアルタイム・オンライン研修〕	①3日 ②1日 ③1日 1回	40人	また、学校が授業改善や学校改善を持続的に進めていくためには、教職員集団の間で、目標達成に向け、組織的で探究的な対話・議論や学びが繰り返されるよう、マネジメントを行う必要があります。	・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 （学校課題1年コース）
コア研修（2年コース：学校課題）（2年目） 〔リアルタイム・オンライン研修＋対面研修〕	③1日 ④1日 ⑤1日 1回	—	従来の教育で育った教師が、このような探究的な学びを展開する上で、教師自身が、学び手を主語とした探究的な学びを経験し、他者と対話し、自らの教育実践やマネジメント経験、教育観を振り返る中で、「探究するとはどういうことか」、「探究的な学びをつくるとはどういうことか」、理解を深めることが大切です。	・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長 ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 （2年コース） ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等

<p>コア研修（学校課題2年コース）（1年目）</p> <p>〔対面研修＋リアルタイム・オンライン研修〕</p>	<p>①3日 ②1日 ③1日 ④1日 ⑤2日 1回</p>	<p>60人</p>	<p>こういった考えのもと、本研修は、「自ら問いを立て、実践の振り返りや対話、知識の習得を重ねながら、実践を展開することで、自他の価値観を捉え直し、新たな問いや実践に向かう」持続的な探究プロセスを提供し、このプロセスを通して、課題を探究する力や、探究的な学びをデザインし、マネジメントする力といった、教師にとって中核的（コア）に求められている力を高めることを目的とします。</p>	<p>学校、中等教育学校及び特別支援学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭（管理職と中堅教員のペアによる参加を想定）</p>
<p>特定課題探究研修（働き方改革）</p> <p>〔リアルタイム・オンライン研修〕</p>	<p>①1日 ②1日 1回</p>	<p>50人</p>	<p>特定の教育課題について、「自ら問いを立て、実践の振り返りや対話、知識の習得を重ねながら、実践を展開していくことで、自他の価値観に気付く」探究のプロセス全体を通して、課題を探究していく力の涵養をめざします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭等 ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者
<p>特定課題探究研修（生徒支援）</p> <p>〔リアルタイム・オンライン研修〕</p>	<p>①2日 ②1日 1回</p>	<p>50人</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の主幹教諭、指導教諭及び教諭等 ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者
<p>教育行政リーダー研修</p> <p>〔対面研修＋リアルタイム・オンライン研修〕</p>	<p>①3日 ②1日 1回</p>	<p>40人</p>	<p>多様な教育課題がある中、各教育委員会には、既存の思考に囚われることなく、優先的な課題を設定するとともに、学校に対して効果的な指導や支援（「働きかけ」）を行うことを通じて、教育行政を前に進めることが求められています。教育委員会が、的確な課題を設定するとともに学校の継続的な変化を促す上で「鍵」となるのは、教育委員会内部や教育委員会・学校の間で、目標達成に向けた組織</p>	<p>各都道府県市町村の教育委員会幹部職員等（教員籍でない職員の受講も可能）</p>

		<p>的で探究的な対話や議論を繰り返し、学校内で自主的な改善サイクルが回るよう働きかけ、支援することです。</p> <p>このような考え方のもと、本研修は、教育委員会幹部職員等が、自己の組織や学校組織の中で協働探究をマネジメントし、内発的な改善を促す力量の形成を支援します。</p>	
--	--	---	--

< 2 > 各地域で学校教育において中心的な役割を担う教職員の学校経営等に資する課題解決力の育成を主たる目標とする研修（職階別中央研修）

※各研修初回のみ〔インターバル型研修〕

研修名	日数・回数	標準定員	研修の内容	受講対象
校長研修	6日間 1回	190人	<p>職階別中央研修は、「受ける研修」から「求める研修」へと「研修観の転換」を図ることをめざし、職階別にめざす参加者の姿を定め、研修目標、研修内容、研修方法からなる「研修デザインの三角形」に基づき、構想、構成、実施、検証を行っています。</p> <p>マネジメントに関する講義・演習・協議、及び、研修後の成果活用を通して、1) 学校が直面する課題に組織として対応し、特色ある教育活動を自律的に展開したり、2) 当該地域の教職員や学校の学びを高めたりするための、学校経営等に資する課題解決力の育成をめざします。</p>	<p>以下の者であって、今後、学校経営、教育実践において各地域の中核としての役割が期待される者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県市町村の教育委員会幹部職員等 ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭 ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校及び特別支援学校の事務長または、学校事務の共同実施におけるリーダー的な役割を担う者であって、今後、学校経営、教育実践において当該地域の中核として活躍が期待される者
※5日間研修の内1回はリアルタイム・オンライン研修	5日間 3回			
副校長・教頭等研修	6日間 1回	460人		
※5日間研修の内1回はリアルタイム・オンライン研修	5日間 3回			
中堅教員・次世代リーダー教員研修	6日間 1回	780人		
※5日間研修の内1回はリアルタイム・オンライン研修	5日間 5回			
事務職員研修	6日間 1回	260人		

※5 日間研修の内 1 回はリアルタイム・オンライン研修	5 日間 3 回			
------------------------------	-------------	--	--	--

< 3 > 特定の教育課題に関する各学校や地域における指導者の養成等を目標とする研修（指導者養成研修）

研修名	日数・回数	標準定員	研修の内容	対象者
①学校マネジメントに関する指導者養成研修				
学校組織マネジメント研修 〔リアルタイム・オンライン研修〕	3 日間 1 回	200 人	<p>学校は、校長のリーダーシップの下、カリキュラム、地域との連携、学校の資源等が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内外の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮する場である必要があります。</p> <p>本研修では、各学校や当該地域において指導的な役割を果たすべく、1) 学校ビジョンの構築、学校教育目標の具現化をマネジメントする専門的知見を活用し、組織的な取組を推進する力、2) 学校や当該地域において教職員の専門性向上を推進する力、を育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校組織マネジメント上の課題の分析に関する協議 ・ 組織マネジメントを効果的に機能させた学校の取組事例に関する実践発表・協議 ・ 学校の戦略マップを作る演習 ・ 学校組織マネジメントに関する研修の企画・運営・評価に関する講義・演習 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び教育センター等で学校マネジメントの普及・充実、研修企画を担当している者並びにこれに準じる者 ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭であって、各地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生（教職経験のある者に限る）
カリキュラム・マネジメント研修	3 日間 1 回	120 人	<p>学校は、地域や学校の実態等に即し、学校の資源、特色を生かした適切な教育課程を編成し、実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこ

<p>[対面研修]</p>			<p>施する必要があります。学習指導要領においても、「カリキュラム・マネジメント」の重要性が特に示されています。</p> <p>本研修では、学習指導要領に基づき、学校において、校長のリーダーシップの下、組織的、計画的に「カリキュラム・マネジメント」を展開するための手立て、カリキュラムの自己点検・評価に関する手法等を習得します。そして、1)各学校における教育課程の編成・実施の改善に関する専門的知見を活用して組織的な取組を推進する力、2)学校や地域の教職員の「カリキュラム・マネジメント」に関する専門性向上を推進する力、を育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの先行事例に関する実践発表・協議 ・ カリキュラム・マネジメントの促進のための校内研修と組織作りに関する演習 ・ 教育課程の自己点検・自己評価に関する演習 	<p>れに準じる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、学校や当該地域において本研修の内容を踏まえて指導的な役割（研修の企画・立案・実施・評価等を含む）を果たす者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生（教職経験のある者に限る）
<p>②生徒指導及び教育相談に関する指導者養成研修</p>				
<p>生徒指導基幹研修</p> <p>[対面研修]</p>	<p>5日間 1回</p>	<p>120人</p>	<p>いじめ、暴力行為、自殺、不登校などは依然として学校教育推進上の大きな課題となっています。また、生徒指導提要の改訂を受け、学校や教育委員会等による、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期解決の推進が一層求められており、学校の組織基盤を強化する必要があります。</p> <p>本研修では、学校や当該地域において指導的な役割を果たすべく、生徒指導に関する諸課題について検討・分析するとともに、学校内外の資源をマネジメントした組織的な生徒指導体制を構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえて指導的な役割（研修の企画・立案・実施・評価等を含む）を果たす者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生（教職経験のある者

			<p>するための手法等の習得を図ります。さらに、本研修後の実践を通して、1) 生徒指導に関する諸課題の改善に専門的知見を活用し、組織的な取組を推進する力、2) 学校や当該地域において教職員の専門性向上を推進する力、を育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ、暴力行為、不登校などの問題行動等に適切に対応するための生徒指導體制づくりや未然防止に関する協議・演習 ・ ネットトラブルの未然防止及び解決に向けた指導等、生徒指導にかかわる今日的諸課題に関する講義・演習 ・ チーム学校を構築するためのコーチングの在り方等、今日的な生徒指導の進め方に関する演習 ・ 協議 	に限る)
<p>教育相談基幹研修</p> <p>〔リアルタイム・オンライン研修〕</p>	<p>3日間 1回</p>	<p>150人</p>	<p>いじめ、不登校、暴力行為など生徒指導上の諸問題は、依然として憂慮すべき状況にあります。さらに、虐待や貧困など新しい形の問題が顕在化し、生徒指導上の問題は一層多様化、深刻化しています。これらの問題に適切に対応するためには、教職員個人が問題を抱え込むことなく、「チーム学校」の観点から学校全体で組織的に取り組むことや、外部機関や家庭、地域との連携・協働を促進して、効果的に教育相談を推進することが求められています。</p> <p>本研修では、学校や当該地域において指導的な役割を果たすべく、日々の教育活動、学校の資源と外部関係機関等をマネジメントした組織的な教育相談体制を構築し、効果的に教育相談を実践するための手法等を習得します。さらに、本研修後の実践を通して、1) 教育相談に関する諸課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教諭等であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生（教職経験のある者に限る）

			<p>の改善に専門的知見を活用し、組織的な取組を推進する力、2) 学校や当該地域において教職員の専門性向上を推進する力、を育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談の現状と課題に関する講義 ・ 教育相談のマネジメントに関する講義 	
③児童生徒の統合的な発達に関する指導者養成研修				
<p>幼児教育専門研修</p> <p>[対面研修]</p>	<p>3日間 1回</p>	<p>120人</p>	<p>幼児期の教育では、一人一人の子供が、将来、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培うことが求められています。また、「子ども・子育て支援新制度」の施行を踏まえ、質の高い幼児教育を全国の全ての子供に保障する必要がある、より一層各園や保育所等の組織基盤を強化する必要があります。</p> <p>本研修では、各園・所や当該地域において指導的な役割を果たすべく、幼児教育の現状と課題を捉え、有識者の講義等を基に、諸課題についての知識を獲得するとともに、「組織的な幼児教育推進体制を構築するためには？」という問いに対して、対話をとおした省察を行っていきます。さらに、研修後の実践も通して、1) 幼児教育に関する諸課題の改善に専門的知見を活用し、組織的な取組を推進する力、2) 園・所や当該地域において教職員の専門性向上を推進する力、を育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園教育要領の改訂の方向性を踏まえ、重視される課題（教育内容）について、各園での取組への生かし方の演習・協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市の幼児教育担当主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者（認定こども園、保育所等の指導・助言を行う者を含む） ・ 国公立幼稚園・保育所・認定こども園の教職員であって、各園や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生（教職経験のある者に限る）

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保小接続について、小学校教育の観点から、幼児期の学びを押さえた取組の演習・協議 	
<p>道徳教育推進研修</p> <p>〔リアルタイム・オンライン研修〕</p>	<p>3日間 1回</p>	<p>150人</p>	<p>道徳教育は、教育の中核をなすものであり、学校における道徳教育は、学校のあらゆる教育活動を通じて行われるべきものです。</p> <p>本研修では、道徳教育を学校の円滑な運営において基盤となる領域と位置付け、道徳教育を担当する教職員や指導主事等に対し、1) 道徳教育に関する諸課題の改善に向けて専門的知見を習得し、校長のリーダーシップの下、組織的な取組を推進する力、2) 学校や当該地域において教職員の専門性向上を推進する力、を育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生命の大切さ、規範意識の向上など児童生徒の実態に即した課題の明確化と道徳教育の効果的な推進に関する演習・協議 ・ 道徳的価値の自覚が一層図られるような体験活動の活用に関する演習・協議 ・ 学校の教育活動全体で取り組む道徳教育の推進に関する講義 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生（教職経験のある者に限る）
<p>人権教育推進</p> <p>〔対面研修〕</p>	<p>3日間 1回</p>	<p>120人</p>	<p>学校教育においては、人権教育の一層の充実を図り、人権尊重の意識を高める取組を実施することとされており、各学校においては、「人権教育の指導方法等の在り方について（第3次とりまとめ）」の提言を踏まえ、教科等指導、生徒指導、学級経営など、教育活動全体を通じて人権尊重の精神に立った学校づくりを進めていかなければなりません。</p> <p>本研修では、各学校や当該地域において指導的な役割を果たすべく、人権教育に関する諸課題について検討・分析するとともに、人権尊重の精神</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者（人権教育担当者を含む） ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生（教職経験のあ

			<p>に立った学校づくりに向けて、組織的な人権教育推進体制を構築するための手法等の習得を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外の動きと学校における人権教育について講義 ・ 人権教育推進上の課題と改善策等について、「人権教育の指導方法等の在り方について（第3次とりまとめ）」等を踏まえた人権教育推進の協議 	る者に限る)
④児童生徒の安全・健康を促進する指導者養成研修				
<p>体力向上マネジメント 指導者養成研修</p> <p>〔リアルタイム・オンライン研修〕</p>	<p>3日間 1回</p>	<p>120人</p>	<p>体力は、人間の活動の源であるとともに、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素です。子供たちが、現在及び将来の体力の向上を図るために、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが大切です。</p> <p>本研修では、学校全体で校長のリーダーシップの下に、日々の教育活動、学校の資源を一体的にマネジメントした、学校や当該地域の実態等に即した子供たちの体力向上を図るための手法等を習得します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校全体で体力向上を推進するための効果的な組織マネジメント及びカリキュラム・マネジメントの在り方に関する講義 ・ 各地域での実践事例を基にした研究に関する講義 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校(園)長、副校(園)長、教頭並びに教諭等であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う(予定を含む)教職大学院の学生(教職経験のある者に限る)
<p>健康教育指導者養成研修</p>	<p>3日間 1回</p>	<p>120人</p>	<p>健やかな体の育成は、心身の調和的な発達の中で図られ、生涯にわたる幸福で豊かな生活の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びに

<p>〔対面研修〕</p>			<p>と密接にかかわるものです。児童生徒の心身の調和的発達を図るためには、健康的な生活習慣を形成することが必要です。</p> <p>本研修では、学校全体で校長のリーダーシップの下に、日々の教育活動、学校の資源を一体的にマネジメントした学校や当該地域の実態等に即した健康教育推進のために必要な知識等を習得します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 深刻化する子供の心身の健康課題に関する知識を習得するための講義 ・ 医療機関や保健所などの地域の関係機関等との連携・協力に関する講義 	<p>これに準じる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭及び養護教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生（教職経験のある者に限る）
<p>食育指導者養成研修</p> <p>〔リアルタイム・オンライン研修〕</p>	<p>3日間 1回</p>	<p>120人</p>	<p>食は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっています。そのため、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるようにすることが大切です。そのためには、食生活の乱れや肥満・痩身傾向等、子供の食に関する課題を解決するためには、学校を核として家庭と連携し効果的に子供の食に関する自己管理能力の向上を目指すことが重要となります。</p> <p>本研修では、学校全体で校長のリーダーシップの下に、日々の教育活動、学校の資源を一体的にマネジメントした各学校や地域の実態等に即した食育推進のための方策を学びます。さらに、学校が組織的に子供たちの食育を推進することで、</p> <p>1) 子供たちの食に関する諸課題の改善に向けて専門的知見を活用し、組織的な取組を推進する力、2) 学校をはじめ、地域等の研修において食育を推進する力、を習得した指導者の養成を図りま</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事、学校栄養職員等及び教育センターの研修担当主事等であって、食に関する指導を担当する者 ・ 食に関する指導において専門知識を有する栄養教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、教諭及び学校栄養職員等であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生（教職経験のある者に限る）

			<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の教育活動全体で食育を進めるための在り方や具体に関する講義・演習・協議 ・ 各教科等における食に関する指導にかかわる講義・協議 ・ 栄養教諭等の専門性を生かした教育指導の在り方に関する講義・協議 	
<p>学校安全指導者養成研修</p> <p>〔対面研修〕</p>	<p>3日間 1回</p>	<p>120人</p>	<p>各地域・学校において児童生徒等の安全の確保が図られるよう、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校安全における三領域（生活安全・交通安全・災害安全）に関し、必要な知識等を習得します。さらに各地域における研修講師等として、1) 学校安全に関する諸課題の改善に専門的知見を活用し、組織的な取組を推進する力、2) 学校、当該地域において教職員の専門性向上を推進する力を発揮し、指導・助言等を行うことのできる指導者の養成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三領域（生活安全・交通安全・災害安全）に関する講義 ・ 学校安全の教育及び管理に関する講義・演習・協議 ・ 学校事故に関する講義・協議 ・ 学校安全のカリキュラム・マネジメントに関する講義・演習・協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生（教職経験のある者に限る）
⑤学校のグローバル化を促進する指導者養成研修				
<p>外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修</p>	<p>4日間 1回</p>	<p>100人</p>	<p>日本語指導が必要な児童生徒等の増加等を踏まえ、その実態に応じた適応指導・日本語指導を、関係機関と連携し、受入れ体制を整備するなど、組織的・計画的に学校、地域全体で行うことを指</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの外国人児童生徒等教育担当者並びにこれに準じる者 ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中

<p>〔対面研修〕 (開催地：三重県)</p>			<p>導できる教職員の専門性を高めることが必要です。</p> <p>本研修では、学習指導要領に基づいて、地方公共団体や学校全体での外国人児童生徒等の受入れ体制の整備、関係機関との連携、特別な教育課程の編成や通級による指導を含めた日本語指導の方法等について、必要な知識等を習得します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校全体での外国人児童生徒等の受入れ、指導（支援）体制作りに関する演習 ・ 学校外の機関との連携体制作りに関する演習 ・ 外国人児童生徒への効果的な教育の取組に関する研究協議（JSL（第2言語としての日本語）カリキュラム、外国人児童生徒の生活背景や学習経験等を踏まえた指導方法） 	<p>等教育学校及びに特別支援学校の校長、副校長、教頭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人児童生徒等に対する日本語指導等について経験を有する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びに特別支援学校等の主幹教諭、指導教諭及び教諭等であって、学校や当該地域において本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者
<p>小学校における外国語教育指導者養成研修</p> <p>〔リアルタイム・オンライン研修〕</p>	<p>3日間 1回</p>	<p>150人</p>	<p>小学校の外国語教育を担当する教諭及び指導主事等を対象に、学習指導要領における外国語活動及び外国語科の実施について理解を深めるとともに、教員が外国語教育を円滑に進めるための方策等についても総合的に習得を図ります。そして、1) 小学校における外国語教育の改善に専門的知見を活用し、組織的な取組を推進する力、2) 学校や当該地域において教職員の小学校における外国語教育に関する専門性の向上を推進する力、を習得した指導者の養成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国語教育の趣旨・在り方に関する研究協議 ・ 各地域における外国語教育の推進に関する演習 ・ 外国語教育（外国語活動、外国語科）の充実及び実施に向けた具体的方策等に関する研究授業視聴 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 小学校、義務教育学校及び特別支援学校、中学校外国語科の教諭等であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生（教職経験のある者に限る）

⑥現代の教育課題に対応する指導者養成研修				
学校教育の情報化指導 者養成研修 [対面研修]	3日間 1回	120人	<p>「GIGAスクール構想の実現」を踏まえ、児童生徒1人1台端末の環境におけるICTの効果的な活用を一層促進する必要があります。また、学習指導要領において、「情報活用能力」が全ての学習の基盤となる資質・能力として位置付けられたことを踏まえ、その育成のため、教師のICT活用指導力の向上を図る必要があります。これらを円滑に実施するためには、地域や学校の実態に即して学校教育の情報化を組織的に推進することが重要です。</p> <p>本研修では、学校や当該地域において学校教育の情報化を組織的に推進する指導者として必要な知識を習得します。さらに、研修後の成果活用を通して、1) 学校教育の情報化に関する諸課題の改善に専門的知見を活用し、組織的な取組を推進する力、2) 学校や当該地域において教職員の専門性向上を推進する力、を発揮できる指導者の養成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人1台端末環境とこれからの学校教育の演習・協議 ・ 教科指導におけるわかりやすい授業づくりのためのICT活用の演習・協議 ・ 情報教育による情報活用能力育成のための指導 ・ 学校における情報モラル教育と地域・家庭・企業との連携 ・ 学校組織マネジメントの視点に立った校務の情報化 ・ 学校教育の情報化推進のためのICT戦略づく 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者(学校教育の情報化のための整備活動に関わる者を含む)であって、各地域において本研修内容を踏まえた管理職等への説明や学校の指導助言者等の指導者としての活動を行う者 ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う(予定を含む)教職大学院の学生(教職経験のある者に限る)

			り	
キャリア教育指導者養成研修 1回目 〔対面研修〕 (開催地：富山県) 2回目 〔リアルタイム・オンライン研修〕	4日間 1回 3日間 1回	200人	<p>児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくため、各教科・科目等の特質に応じたキャリア教育を充実させることが求められています。</p> <p>本研修では、学校や地域において、1) キャリア教育に関する諸課題の改善に専門的知見を活用し組織的な取組を推進する力、2) 教職員の専門性向上を推進する力、を習得した指導者の養成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キャリア教育の推進における縦の連携と横の連携に関する演習 ・ キャリア教育推進のためのプログラム開発に関する演習 ・ キャリア教育のカリキュラム・マネジメント(指導計画等の評価・改善手法)に関する演習 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者

学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

地方公共団体からの要請を踏まえて実施する事業+

- ・ 外国語指導助手の招聘に関する事業
- ・ 英語教育海外派遣事業 (令和7年度中止)
- ・ 産業・情報技術等指導者養成事業
- ・ 産業教育実習助手資質向上事業
- ・ 産業・理科教育教員派遣事業

年度計画予算
令和7年度計画予算

(単位:百万円)

区 別	事業費						法人共通	合計
	研修事業	指標に関する専門的助費	指導、助言及び援助	調査研究	免許試験定員増強等特定事務	資格認定試験実施等事務		
収 入								
運営費交付金	322	14	162	60	33	187	391	1,171
補助金	115	0	0	0	0	20	0	135
施設整備費補助金	157	0	0	0	0	0	0	157
自己収入	42	0	194	0	0	27	0	263
計	636	14	357	60	33	234	391	1,726
支 出								
一般管理費	0	0	0	0	0	0	161	161
業務経費	233	5	324	39	11	175	0	785
人件費	132	10	33	22	23	39	224	482
特殊要因等経費	0	0	0	0	0	0	6	6
補助金事業費	115	0	0	0	0	20	0	135
施設整備費	157	0	0	0	0	0	0	157
計	636	14	357	60	33	234	391	1,726

(注)金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

収 支 計 画
令和7年度計画予算

(単位:百万円)

区 別	事業費						法人共通	合計
	研修事業	指標に関する専門的助言	指導、助言及び援助	調査研究	免許法認定講習等認定事務	資格認定試験実施事務		
費用の部	550	16	370	63	38	241	410	1,688
一般管理費	0	0	0	0	0	0	182	182
業務経費	394	5	331	39	11	195	0	975
人件費	156	12	39	24	27	46	226	530
特殊要因等経費	0	0	0	0	0	0	2	2
収益の部	550	16	370	63	38	241	410	1,688
運営費交付金収益	322	14	162	60	33	187	379	1,159
自己収入	42	0	194	0	0	27	0	263
補助金等収益	115	0	0	0	0	20	0	135
賞与引当金見返に係る収益	10	1	3	1	2	3	17	37
退職給付引当金見返に係る収益	14	1	3	1	2	4	-15	11
資産見返運営費交付金戻入	46	0	7	1	0	0	29	83

(注)金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

資 金 計 画
令和7年度計画予算

(単位:百万円)

区 別	事業費						法人共通	合計
	研修事業	指標に関する専門的助言	指導、助言及び援助	調査研究	免許法認定講習等認定事務	資格認定試験実施事務		
資金支出	636	14	357	60	33	234	391	1,726
業務活動による支出	480	14	357	60	33	234	384	1,562
投資活動による支出	157	0	0	0	0	0	8	165
資金収入	636	14	357	60	33	234	391	1,726
業務活動による収入	480	14	357	60	33	234	391	1,570
運営費交付金による収入	322	14	162	60	33	187	391	1,171
補助金等による収入	115	0	0	0	0	20	0	135
自己収入	42	0	194	0	0	27	0	263
投資活動による収入	157	0	0	0	0	0	0	157
施設整備費補助金による収入	157	0	0	0	0	0	0	157

(注)金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。